

令和6年度国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業 委託業務仕様書

1 業務名

「令和6年度国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業」委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月7日まで

3 事業の目的

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区（旧特別自由貿易地域）（以下「うるま地区」という。）に立地する企業等（以下「立地企業」という。）において、輸送コストの削減や、連携企業の確保等が課題となっている。

そのため、本業務において、立地企業（IT津梁パークに立地する企業を除く）に対するきめ細かなハンズオン支援を行い、安定操業及び事業拡大につなげるとともに、立地企業と県内企業との連携促進により、県内製造業の高度化や生産性向上等を促進し、稼ぐ力の強化を図ることで、地域経済の発展に寄与する。

4 委託事業の内容等

(1) 個別支援

経営支援の専門家が、立地企業への訪問等によるヒアリングを実施し、ニーズ分析から、施策提案、実行、検証、改善までのPDCAサイクルに基づいた一貫した支援を行う。必要に応じて経営診断（件数については事前に調整を行う）、人材確保・育成等の支援も実施する。

なお、人材確保・育成支援については、各機関で整備されている支援メニューの情報収集・整理を行い、立地企業毎の課題に応じたメニューの活用等に繋がる支援を実施する。

(2) マッチング支援

企業間連携又は産学連携を促進するため、以下の事項を実施する。

ア 専門家がコーディネーターとなり、立地企業と県内企業、教育機関等との個別マッチング

イ 立地企業と県内企業等とのマッチング商談会の開催

(3) 支援対象企業数及び体制

(1)又は(2)アの対象企業数は、35社以上とし、週に2回以上は企業訪問等を行う体制を確保すること。

(4) 企業間の連携促進

立地企業からのヒアリングをもとに複数の企業ニーズを拾い上げて、共通課題に係るテーマを設定し、企業を集めて情報共有や研修会等を実施する（内

容、回数は企画提案による)。

(5) 混載物流実証事業

立地企業の輸送コストの低減や利便性の向上に繋げるため、中城湾港を活用した混載物流実証事業を実施し検証レポートを作成する。

検証レポートは(9)に記載する中間報告と同時に提出するものとし、内容については、令和3年度からの実証事業の実績を踏まえ、以下の分析結果を記載すること。

ア 混載輸送を利用した荷主企業のメリット・デメリット

イ 実証事業実施前後の荷量・積載率

ウ コンテナ毎の積載率と営業利益率(収支)の相関

エ 混載輸送実施による成果及び課題

オ 自走化に向けた取組

(6) 戦略的情報発信

うるま地区の認知度向上に繋がるような戦略的情報発信を、下記のとおり実施する。

ア ウェブコンテンツの制作・管理を行い、情報の掲載は沖縄県ホームページの企業立地推進課が管理する特設サイト「沖縄県企業立地ガイド」(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/keizai/1009879/1010203/1010230.html>)を活用

イ うるま地区の認知度向上により立地企業の連携企業の増加や人手不足の解消等に寄与するような内容とする

ウ 上記の他、立地企業の活動等についてマスコミ等への周知の支援

(7) 企画提案

その他企画提案事業者が提案する効果的な施策を実施する

(8) 情報共有

本業務の実施状況等を、県担当に月1回以上、訪問、オンライン、メール等の手段により共有する

(9) 中間報告

事業の進捗等について、令和6年8月中に中間報告すること。

5 成果指標

この業務の成果指標は、支援を受けた立地企業数のうち、その3分の2の数に当たる立地企業の生産額又は生産量の増加とする。ただし、業務期間内に、これらを確認することができない場合は、商談の成約件数その他生産額又は生産量の増加への寄与度を測定することができるものを成果指標として設定することができるものとする。

6 成果品

この業務の実施内容をとりまとめた実績報告書（日本産業規格A列4番）を10部作成し提出すること。この場合において、当該実績報告書には、業務に要した経費の根拠資料を添付すること。

また、本事業で実施した調査等に係るデータについては、極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

7 著作権

成果品の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、この業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものは、受託者の責任をもって処理すること。

8 業務の再委託

(1) 一括再委託の禁止等

ア 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

イ 契約の主たる部分は、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ウ イの契約の主たる部分とは、次に掲げるとおりとする。

(ア) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

ア この業務の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

イ 指名停止措置を受けている者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託することができる簡易な業務

この業務の実施に当たり、受託者が第三者に委任し、又は請け負わせることができる簡易な業務は、次に掲げるとおりとする。

ア 資料の収集又は整理

イ 複写、印刷又は製本

ウ 原稿又はデータの入力又は集計

9 その他

この業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。